令和 7 年度

逗子市民生委員児童委員協議会事業計画

1. 逗子市民生委員児童委員協議会の運営

- (1) 総会の開催
- (2) 理事会、役員等連絡会の開催
- (3) 各部会、主任児童委員連絡会活動の充実
- (4) 研修会、事例検討会の開催

2. 地区民生委員児童委員協議会の活動

逗子市民生委員児童委員協議会組織の基盤である地区民生委員児童委員協議会、民生委員・児 童委員一人ひとりの活動の強化を図ります。

地域の民生委員・児童委員の活動を活発にするため、毎月定例的に地区民生委員児童委員協議会を開催し、事例研究、関係団体との情報交換、行政との情報交換、役員等連絡会の報告を行います。また、地域における要援護者等のニーズの調査、研究を行い、地域福祉の向上に努めます。

- (1) 東部地区民生委員児童委員協議会
 - ①定例会の開催
 - ②役員会の開催
 - ③研修会の開催
 - 4福祉マップ作成
 - ⑤ひとり暮らし高齢者交流等活動事業の検討会
 - ⑥社会を明るくする運動への協力(逗子市市民協働部市民協働課所管)
 - ⑦年間を通じた見守り活動、安否確認活動、福祉マップ作成及び地域活動・サロンへの支援
- (2) 中部地区民生委員児童委員協議会
 - ①定例会の開催
 - ②役員会の開催
 - ③研修会の開催
 - ④総括一覧表作成・福祉マップの見直し
 - ⑤社会を明るくする運動参加(逗子市市民協働部市民協働課所管)
 - ⑥地域活動の支援
 - ⑦逗子小学校・逗子中学校・久木中学校の行事への参加
- (3) 西部地区民生委員児童委員協議会
 - ①定例会の開催
 - ②役員会の開催
 - ③研修会の開催
 - ④総括一覧表作成・福祉マップの見直し
 - ⑤社会を明るくする運動参加(逗子市市民協働部市民協働課所管)
 - ⑥各地区別包括支援センターとの情報交換会

- ⑦「湘南の凪」感謝デー支援
- ⑧地域活動の支援

3. 各部会・主任児童委員連絡会の活動

高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉の各部会及び主任児童委員連絡会の活発な活動の展開を 図るため、研修会、関連施設の視察、情報収集を行い、社会福祉協議会や地域包括支援センター をはじめ、福祉団体及び関連施設の事業等に協力します。

また、児童委員・主任児童委員活動においては、子どもの視点に立った活動を行なうため、民 生委員・児童委員と主任児童委員が一体となり、関係機関団体との連携をもとに児童福祉の向上 に積極的な活動の展開を図ります。

- (1) 高齢者福祉部会
 - ①定例会の開催
 - ②研修、見学などの実施
 - ③ (未定)
- (2) 障がい者福祉部会
 - ①定例会の開催
 - ②研修、見学などの実施
 - ③もやい支援
 - ④「湘南の凪」感謝デー支援
- (3) 児童福祉部会
 - ①定例会の開催
 - ②研修、見学などの実施
 - ③4か月児健診・離乳食教室支援
 - ④親子ひろば協力
- (4) 主任児童委員連絡会
 - ①定例会の開催
 - ②他団体との情報交換会(逗子市子ども相談員・県鎌倉三浦地域児童相談所)の開催
 - ③ケース会議への参加
 - ③えがおサポートの実施
 - ④4か月児健診・3歳3ヵ月児健診支援
 - ⑤ずし子ども0円食堂等、子ども達等への食事支援

4. 逗子市からの受託事業の推進

逗子市から「ひとり暮らし高齢者実態把握業務」を受任し、ひとり暮らし高齢者に対し個別訪 問等の事業推進にあたります。

5. 地域安心生活サポート事業(逗子市社会福祉協議会事業)への協力

地域において孤立しがちなひとり暮らし高齢者世帯等を地域で見守り支援していくことにより、

住み慣れた地域で安心して暮らせる体制作りを行うため、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者世帯等に対する見守り活動、買い物支援、簡単なニーズ活動、生活情報提供などを行う地域安心生活サポート事業に、逗子市社会福祉協議会と連携を図り協力します。

6. 逗子警察署が推進する特殊詐欺防止対策への協力

逗子市内においても増加傾向にある特殊詐欺被害の拡大防止に向けて、逗子警察署と連携を図り、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者世帯等に対する啓発活動を行うなど、逗子警察署が推進する特殊詐欺防止対策に協力します。

7. 緊急電話連絡表等の配布

「緊急電話連絡表」や「救急医療情報キット」等を緊急時に速やかな対応が図れるよう、ひと り暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者、ひとり親家庭等に配布します。

8. 行政・関係機関等との連携と協力

逗子市・逗子市社会福祉協議会をはじめとして、関係団体等との連絡を密にして、民生委員・ 児童委員活動に関する情報を収集し地域福祉の向上に努めるとともに、協力体制の構築に向けた 働きかけを実施します。また、逗子市や逗子市社会福祉協議会、その他各種関係機関が主催する 各種事業への協力体制を整え積極的に協力します。

- (1) 自治会・町内会、住民自治協議会との連携・協力
- (2) 逗子市、県等主催の各種事業・行事への参加協力
- (3) 県民生委員児童委員協議会、県社会福祉協議会、逗子市社会福祉協議会等主催の事業・行事への参加協力
- (4) 日本赤十字社資募集・共同募金運動(赤い羽根募金・年末たすけあい募金)への協力